

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	生駒市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.ikoma.lg.jp/0000006500.html

執行機関名 生駒市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	生駒市中心身障害者医療費助成条例(昭和47年3月生駒市条例第2号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月生駒市条例第35号) 別表第1 1の項 生駒市中心身障害者医療費助成条例(昭和47年3月生駒市条例第2号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第一条	生駒市中心身障害者医療費助成条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>精神又は身体に障害を有する児童</u> について特別児童扶養手当を支給し、 <u>精神又は身体に重度の障害を有する児童</u> に障害児福祉手当を支給するとともに、 <u>精神又は身体に著しく重度の障害を有する者</u> に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>心身障害者</u> に対し医療費の一部を助成し、もって心身障害者の <u>心身の健康の保持及び福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		生駒市中心身障害者医療費助成条例 生駒市中心身障害者医療費助成条例施行規則